

指定居宅介護支援事業者 各位

伊丹市健康福祉部地域福祉室

法人監査課長 田中 裕子

新型コロナウイルス感染症に伴う居宅介護支援事業所におけるサービス担当者会議の取扱いについて（通知）

平素より本市介護保険事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に伴い、厚生労働省からの令和2年2月28日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」を受け、居宅介護支援事業所のサービス担当者会議について、下記のとおり取り扱うこととしますのでお知らせいたします。

記

居宅介護支援のサービス担当者会議の取扱いについて

感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することも差し支えないこととします。

なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要です。

【参考】

令和2年2月28日付け 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室高齢者支援課他連名事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」（抜粋）

問9 居宅介護支援のサービス担当者会議について、どのような取扱いが可能か。

（答）

感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。

なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要である。

<問い合わせ先>

伊丹市健康福祉部地域福祉室法人監査課

電話 072-744-2206（直通）

FAX 072-784-3281